

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 大規模火災対策	第2章 南海トラフ地震防災対策	第3章 複合災害対策	第4章 特殊災害種別対応計画	

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

用語集

用語集

本計画で使用する用語等は、次による。

1 機関名等の標記

No.	標記	機関等
1	本市	川口市
2	市災害対策本部	川口市災害対策本部
3	県	埼玉県
4	県災害対策本部	埼玉県災害対策本部
5	県土整備部	埼玉県県土整備部
6	県南部地域振興センター	埼玉県南部地域振興センター
7	関東地方整備局	関東地方整備局北首都国道工事事務所
8	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社
9	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
10	KDDI	KDDI 株式会社
11	日赤埼玉県支部	日本赤十字社埼玉県支部
12	日赤奉仕団	地域赤十字奉仕団
13	首都高速道路(株)	首都高速道路株式会社
14	東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社
15	東京ガス	東京ガス株式会社
16	東京ガスネットワーク	東京ガスネットワーク株式会社
17	大東ガス	大東ガス株式会社
18	東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社川口支社
19	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社
20	埼玉高速鉄道	埼玉高速鉄道株式会社
21	医師会	一般社団法人川口市医師会

No.	標記	機関等
22	歯科医師会	一般社団法人川口市歯科医師会
23	薬剤師会	一般社団法人川口市薬剤師会
24	市社会福祉協議会	社会福祉法人川口市社会福祉協議会
25	県社会福祉協議会	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

2 あ行

用語	説明
IP1 型輸送物	鉱石、廃棄物などの輸送物において、放射性濃度が低い放射性同位元素で危険の少ない低比放射性同位元素や、表面が汚染された物で危険性の少ない表面汚染物などが対象で、IP1 型、IP-2 型、IP-3 型に分類される。
アスベスト	繊維状ケイ酸塩鉱物で石綿（いしわた、せきめん）ともいう。以前は保温断熱の目的で建築物にも使用されていた。その繊維が極めて細いため、飛散し人が吸引してしまうと、肺線維症の原因や肺がんにつながるとされており、現在は原則として製造等が禁止されている。
アルファ米	炊飯または蒸煮（じょうしゃ）などの加水加熱によって米の澱粉をアルファ化（糊化）させたのち、乾燥処理によってその糊化の状態を固定させた乾燥米飯のこと。アルファ化米は、熱湯や水を注入することで飯へ復元し、食べられる状態となる。災害時の食料に適している。
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設である。対象となる施設は、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。開設基準は、受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。床面積 3.3 m ² 当たり 2 人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。
溢水（いっすい）	川などの水が堤防を越えてあふれ出ることである。
一般ボランティア	救援物資等の仕分け・配布、炊き出し・給水、がれき等の片づけ等、専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティアである。
雨水流出抑制施設	雨水浸透施設、雨水貯留施設又はこれらを組み合わせた施設である。 ・雨水浸透施設：雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、その他の雨水を地下へ浸透させるための施設。 ・雨水貯留施設：雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設。 ・雨水浸透ます：ますの底面及び側面を碎石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設。 ・雨水浸透トレンチ：掘削した溝に碎石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設。
救護所	救出・救助活動を円滑に展開できるようにするための活動拠点である。
液状化	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象である。
エキスパンションジョイント	地震や温度伸縮などによる変形から建築物を守るために設ける接合部分である。
越水	増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出す状態のことである。あふれた水が堤防の裏法を削り、破堤を引き起こすことがある。
Lアラート （災害情報共有システム）	災害時の避難情報やライフライン状況等、公的な情報がテレビ局、新聞社、ラジオ局等のメディアを通じて一斉に正しく迅速に住民に提供されるシステムである。

用語	説明
L 型輸送物	放射性同位元素の収納量が極めて少なく漏えい線量が規定の値を超えず、万一、輸送中に事故等にあっても危険性の低い輸送物である。
LGBTQ	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字 L・G・B・T に加えて、自分の性がわからないというクエスチョニングと性的少数者を表すクィアの頭文字 Q を加えた、セクシュアルマイノリティ全般を表す言葉である。
応急危険度判定士	応急危険度判定士は、被災地において、地元市町村または都道府県知事の要請により応急危険度判定を行うボランティアである。
応急復旧	被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。
屋内収容物	地震動により転倒・落下・移動することが想定される家具・什器・陶器などである。
溺れ谷	陸上で谷であった所が、陸地の沈降や海面の上昇によって海水が浸入し、入り江となった場所である。

3 か行

用語	説明
川口市防災会議	・川口市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進することである。 ・川口市に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 ・前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
仮設救護所	負傷者が多数に上り、必要と認められるときは発災現場付近（発災現場の風上方向）に設置する。
義援金配分委員会	災害時に集められた義援金を、被災者に公平に分配するための計画を審議し、決定する組織である。被害を受けた各都道府県及び市町村ごとに設置される。義援金配分委員会は、都道府県を中心として、日本赤十字社などの義援金受付団体、福祉団体代表、被災者代表、ボランティア代表、学識経験者などで構成される。
帰宅困難者	災害が発生した際、通勤、通学、買い物等で外出している者のうち、交通機関の運行が停止したことにより、帰宅が困難な状況に陥った者をいう。 なお、原則として災害発生から72時間は救急・救助活動が優先されることから、その間は国・自治体の示す一斉帰宅抑制に努める必要があり、多くの帰宅困難者の発生が想定される。
帰宅困難者対策協議会	駅利用者数が多い主要駅において、駅や駅周辺事業者、市町村などを構成員として組織され、平常時から構成員間の協議や各構成団体の役割分担や地域の行動ルールの策定、訓練によるルールの検証等を実施している。
(災害時) 帰宅支援ステーション	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のことである。
急傾斜地	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。このうち、がけ高5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じる恐れがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている箇所もある。
給水拠点	災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

用語	説明
きらり川口情報メール	事前に登録した方に対し、避難情報や気象情報などの情報を電子メールで配信するサービスである。 防災に関する情報以外にも、イベント情報や子育て等に関する市政情報も配信している。なお、川口市公式 LINE 登録者にも同じ情報を配信している。
橋りょう（きょうりょう）	道路・鉄道等の線状の構造物をつくる場合に、障害となる河川・溪谷・道路・鉄道等を横断するため、その上方につくられる構造物のことである。
緊急安全確保	警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。
緊急交通路	県及び市が指定する、災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施する車両の通行を優先許可する道路のことである。
緊急消防援助隊	被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害救助活動を行う日本における全国的な消防部隊のことである。
緊急（輸送）車両、緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限される。公安委員会で確認を受けた緊急車両（警察、消防、自衛隊等の車両）及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両のことであり、優先して通行することができる。
緊急速報エリアメール	携帯電話事業者が行う、緊急地震速報や津波警報、災害・避難情報について、特定エリアの各社携帯電話に一斉に配信するサービスである。株式会社NTTドコモは『緊急速報「エリアメール」』、KDDI 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は『緊急速報メール』という名称となっている。
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワークである。
緊急輸送道路	県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送道路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。
緊急輸送路	知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路である。
警戒区域	災害対策基本法第 63 条に基づき市長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。
警戒レベル	災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を 5 段階のレベルで提供している。

用語	説明
激甚災害	大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災自治体への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大災害である。中央防災会議があらかじめ定めている基準により政令で指定される。指定されると災害復旧事業等への国庫補助の上積み等がなされ、被災地の早期復旧を支援する。
検視（見分）、検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことである。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることである。
減災	阪神・淡路大震災後から生まれた概念。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のことである。
原子力災害対策重点区域	国の原子力規制委員会が平成 24 年 10 月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。
（埼玉県）広域災害救急医療情報システム	災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムである。
広域避難	災害により市内に甚大な被害が生じた場合、又は放射能その他の危険物等により市内で避難先を確保するのが困難な場合等において、長期間にわたり、市外（県外）に避難することである。
広域輸送する拠点	緊急患者の搬送や物資を市外へ輸送するための拠点である。
後方医療機関	救命救急センターや災害拠点病院等の地域の中心的な病院で、救護所や救急医療機関等に対応できない重症者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う医療機関のことである。
高齢者等避難	警戒レベル 3 の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。
洪水浸水想定区域図	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法に基づいて、国土交通大臣又は知事が指定する。
洪水予報河川	水防法の規定により、2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したものである。
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに作成する避難支援の実施計画である。

4 さ行

用語	説明
災害援護資金	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するための資金貸付を行う制度である。
災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)である。
災害救助法	一定の規模を超えた災害について、発災後の応急期における応急救助に対応するために、都道府県が市町村ごとの区域を定めて適用する法律である。法の適用に伴い、救助の実施主体が市町村から都道府県に変わり、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与等に係る経費は、すべて国及び都道府県の負担となる。
災害障害見舞金	市町村が申請窓口となり災害によって負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して支給する障害見舞金である。
災害対応従事者	災害時において、災害対策に従事した職員及び災害対策本部の要請等に基づき、災害対策に従事した者のことである。
災害対策基本法	災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のことである。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。
災害弔慰金	市町村が申請窓口となり災害によって死亡した住民(災害時にその場に居合わせた者で災害のやんだ後3月以上その生死が判明していない者を含む。以下同じ。)の遺族(配偶者「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。」子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)に対して支給する弔慰金である。
災害派遣医療チーム(DMAT)	災害派遣医療チームとは、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員(救急救命士・薬剤師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・放射線技師・社会福祉士・コメディカル・医療事務員等)で構成され、災害急性期(発災後48時間以内)に活動できる機動的な医療チームのことである。地域の救急医療体制だけでは対応出来ない大規模災害や事故などの現場に急行し、応急処置・救命措置・トリアージ等現場での災害時医療をはじめ、被災地以外の病院への広域医療搬送・被災地の医療支援等の活動を行う。Disaster Medical Assistance Teamの頭字語をとって、「DMAT」(ディーマツト)と呼ばれる。

用語	説明
災害復興対策本部	災害による被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。 また、同本部の下に、復興プロジェクトチームを結成し、総合的な復興計画づくりを進める。
災害用伝言ダイヤル（171） 災害用伝言板（web171） 災害用伝言板サービス	携帯電話・スマートフォンやインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板のことである。
災害時優先電話	災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供している発信優先サービスのこと。公衆電話はこれにあたるので、日頃の確認が有効である。
在宅避難者	避難所ではなく、自宅や車中泊等で避難生活をする人のことである。
市災害情報システム	災害対応を迅速に行うため、災害時の被害情報の集約・共有や職員同士の情報共有を支援するシステムである。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第1項第3号に規定される、内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関のことである。
指定地方行政機関	指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関である。
指定地方公共機関	地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関である。
受援計画	大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のことである。

用語	説明
障害物（の）除去	災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることである。道路啓開ともいう。
消防・防災ヘリコプター	消防活動、救助活動を目的として使用されているヘリコプターのことである。
震度	ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。
震度情報ネットワークシステム（埼玉県）	各市町村などに設置された計測震度計の震度情報を広域IPネットワーク（WAN）による通信回線網などを通じて収集し、リアルタイムに画面表示・帳票印刷を行うとともに消防庁、気象庁などに震度情報を配信する。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことである。
水位周知河川	水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川である。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。
水防活動	洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことである。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者である。
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合である。
水防警報	水防法の規定により、国土交通大臣または知事がそれぞれ指定した河川又は海岸について洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

用語	説明
水防法	洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とした法律である。1947(昭和 22)年のカスリーン台風による利根川の破堤災害により水防活動及び必要な洪水予報等の重要性が改めて認識され、1949(昭和 24)年に制定された。水防に関し、国、地方公共団体及び住民の役割を明確にするとともに、河川等の巡視、浸水想定区域の指定、水防警報などの水防活動、水防計画の作成などを定めた法律である。
水門	洪水、高潮の防御や取水、排水又は船舶の通行等のために河川、又は堤防を横切って設けられる施設のうち、堤防と同じように、洪水や高潮の流入を遮断、あるいは制限する機能をもって設けられたものである。
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムのことである。
専門ボランティア	被災建築物の応急危険度判定や通訳、応急救護・医療、介護・福祉(送迎、保育含)、消火活動の補助、性暴力やDVなどの特に女性が被害となるケースの多い問題の相談・支援等、一定の専門的知識、経験、技能が要求される活動に従事するボランティアである。
線量当量率	放射線作業における作業者の枚ばく線量の推定などを目的に測定を行う場合、その場所における単位時間あたりの測定放射線量の値である。
総合防災情報システム	災害情報を地理空間情報として共有するシステムである。災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Web上で社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築可能にするサービスのことである。
そ族昆虫等	感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のことである。

5 た行

用語	説明
滞留者	ある時間帯に災害が起きたときに市内の屋外や屋内にいる者などをいう。 滞留者数＝屋外滞留者数＋屋内滞留者数＋待機人口 ＋滞留場所不明人口 屋外滞留者：市外からの流入者、市内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない者。 屋内滞留者：自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる者。 待機人口：自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）者。 滞留場所不明人口：発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中で、発災時の滞在場所が不明な者。
竜巻発生確度ナウキャスト	10km 四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報である。竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。
断層（断層帯）	地層や岩石の中の割れ目に沿って両側の岩盤が上下あるいは左右にずれている所のことを断層である。
炭疽菌	細長い形をした大型の細菌で、ウシやウマ・ヒツジなどの草食動物から人に感染する。芽胞という一種の胞子になってしまうと熱や紫外線・乾燥に強く、何年でも生存可能である。感染した動物に接触したり、動物の排泄物から出る芽胞を吸引したり、感染した動物の肉を食べるとヒトに感染するが、ヒトからヒトへ感染することはない。
地域災害医療コーディネーター	二次保健医療圏において保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握や保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。
中央防災会議	災害対策基本法第 11 条及び第 12 条に規定される、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される組織である。防災基本計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣への意見の具申などを行う。
中高層建築物	高さが 10 メートルを超える建築物である。
中高層集合住宅	原則として「地上階数 3 以上」のものが該当する。また、「集合住宅等」には、分譲マンションのほか、賃貸マンション等も含まれる。
堤防	流水が河川外（堤内地側）に流出することを防止するために設けられる構造物をいい、土堤、護岸及び防潮堤の総称である。 ・土堤：堤防のうち、土を主材料として設けられる構造物をいい、法覆工により法面に被覆されているものや、計画高水位以上の高さにパラペットが設置してあるものを含む。 ・護岸及び防潮堤：堤防のうち、コンクリート、鋼矢板、コンクリートブロック等で構築された構造物をいう。

用語	説明
堤体漏水	堤防や堤防下に土質の弱いところがあると、川の水位が上がった際に堤防の川裏側に吹き出す現象である。そのまま放置しておくと堤防の決壊につながる恐れがある。
DPAT	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チームである。
(埼玉) DHEAT	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームである。
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術やデータを有効に活用していく過程で、制度や組織の在り方などに変革を生み出し、さらなる市民の利便性向上や業務の効率化などを図ること。
都市公園	都市公園法により定められた公園。都市計画区域内の公園・緑地または国により都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する公園・緑地のことである。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことである。
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことである。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することである。
ドクターヘリ	救急医療用機器を装備し、医師と看護師が同乗して救急現場等に向かい、救命医療を行いながら三次救急医療機関等に患者を搬送する専用ヘリコプターのことである。

6 な行

用語	説明
内水氾濫	豪雨時に川が増水して水位が上昇し、降った雨が自然に川へ排水できなくなることで、水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする現象である。
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震(1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震)が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報である。情報名の上にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表される。
軟弱(な)地盤	やわらかい粘土あるいは締まっていない砂などから成る地盤の総称である。その性質上、土木・建築構造物の支持層には適さない地盤である。

7 は行

用語	説明
排水施設（排水機場）	河川又は水路の流水を、ポンプによって堤防を横断して排水する施設をいう。堤防の付近に設けられ、排水ポンプとその附属施設（吐出水槽、樋門等）の総称である。
ハザードマップ	自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図である。
樋管	堤防の中にコンクリートの水路を通し、逆流防止用のゲートが付いた施設のことである。堤防の居住地側の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水で高くなった時に、その水が堤防の居住地側に逆流しないように設けられている。
被災建築物応急危険度判定	地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することである。
被災市街地復興推進地域	大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定められる地域である。平成7年に制定された被災市街地復興特別措置法に基づいて市町村が指定する地域である。
被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。
被災者生活再建支援法	平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（「被災世帯」）に被災者生活再建支援金（「支援金」）を支給し、生活の再建を支援するものである。
被災宅地危険度判定	地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することである。
被災宅地危険度判定士	大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的に被災宅の危険度判定を実施する者のこと。その判定結果は調査済宅地（青）、要注意宅地（黄）、危険宅地（赤）で被災建築物応急危険度判定と同様に表示、周知を図る。
被災度区分判定	地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体等の損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の要否とその程度を判定して「震災復旧」につなげることである。
避難確保計画	水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画である。

用語	説明
避難指示	警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。
避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人である。
避難路	一時避難地 や、広域避難地、避難所へ避難する際に利用するのに適した道路のことである。
BCP	Business Continuity Plan の略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。
BM 型・BU 型輸送物	放射性同位元素の収納量が大量で万一輸送中に非常に大きな事故等にあっても、遮蔽能力の低下を防ぐため極めて厳しい規定条件を満足した輸送物で、BM 型と BU 型がある。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標である。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。
VX ガス	化学兵器戦争に使用される非常に致命的な神経系に作用する物質である。皮膚に浸透する有毒液体が神経系を混乱させて、呼吸を止める肺。戦闘では、VX ガスは、目標地域の上で容器を起爆することによって配備されて、環境にリリースの数週間後まで固執できる。
ベクレル	国際単位系の放射能の単位で、原子核が1秒間に平均1個壊変する量として定義される。ウランの放射能の発見によって1903年にノーベル物理学賞を受けたフランスの物理学者ベクレル（A. H. Becquerel）の名前に由来する。
放射性同位元素	原子番号が等しく質量数が異なる元素（原子核の陽子数が同じで、中性子数が異なる元素）を同位体といい、同位体のうち放射能を持つものを放射性同位体という。ラジオアイソトープ（RI）ともいう。
放射性物質	放射線を出す物質を「放射性物質」、放射性物質が放射線を出す能力を「放射能」である。放射性物質の種類によって、放出する放射線の種類が異なる。放射性物質にはヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムなどがあり、放射線には β （ベータ）線、 γ （ガンマ）線、 α （アルファ）線などがある。
放射線	原子力基本法第3条では電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつものと定義される。主な電磁波としてX（エックス）線や γ （ガンマ）線、主な粒子線として α （アルファ）線や β （ベータ）線があり、それぞれ物質を通り抜ける力が異なる。

用語	説明
放射線危険区域	原子力施設や医療機関などで、放射性物質による汚染が生じるおそれのある区域のことである。管理区域は、外部被ばくだけが問題になる区域(放射線管理区域)と内部被ばくと外部被ばくの両方が問題になる区域(汚染管理区域)に分かれる。
放射能	α (アルファ)線、 β (ベータ)線、 γ (ガンマ)線などの放射線を出す能力のことで、放射線を出す物質を放射性物質と呼ぶ。その能力は1秒間にどれだけの放射線を出すかを示す Bq(ベクレル)で表す。
防災拠点	災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことで、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等と幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設(庁舎、消防署、防災センターなど)や応急復旧活動の拠点(拠点病院、指定避難所など)の意味で用いられる。
防災マップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の範囲及び被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。

8 ま行

用語	説明
μ Sv（マイクロシーベルト）	放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量である。 線量＝吸収線量×放射線荷重計数×（組織荷重計数）
mSv（ミリシーベルト）	放射線が生物に及ぼす効果は、放射線の種類やエネルギーによって異なる。単位としては、シーベルト単独よりその1,000分の1を意味するミリシーベルト（mSv）、100万分の1を意味するマイクロシーベルト（ μ Sv）が通常よく使われる。
マグニチュード	地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍（ 32×32 ）となる。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣の委託を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者である。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者である。法律で守秘義務が課せられ、政治的中立が定められており、身分的には特別職の地方公務員である。一方で、法律上給与の支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアでもある。
木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域である。

9 や行

用語	説明
要配慮者	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、これまで「要援護者」とされていた対象者の名称が、次の「要配慮者」、「避難行動要支援者」の 2 つに分かれている。
要配慮者利用施設	防災上の配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児など)が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

10 ら行

用語	説明
ライフライン	現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していく上で必須の諸設備のことである。
罹災届出証明書	家屋以外の場合や被害と災害の因果関係が確認できない家屋の場合に、被害があったという届け出がされたことについて証明を行う。
罹災証明	火災や災害等により被害を受けた方に、その事実を証明するものである。
罹災証明書	災害に遭い、家屋の損壊などの被害を受けた場合に、罹災の事実及び損壊の程度などを証明するものとして交付される書類。損壊の程度によって、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の 4 段階で罹災程度が診断される。